令和7年7月発行 第133号



地域共生社会イメージ図 (厚労省ホームページより抜粋)

平成30年4月の社会福祉法改正では、「地域共生社会」の理念が規定されました。

令和3年の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法である「重層的 支援体制整備事業」が規定されました。

少子高齢化・核家族化が進むなか、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の増加を理 由とする、社会的孤立の問題や自治会加入率の低下など、地域のつながりの希薄化が進んでい ます。

また、貧困や虐待、家庭内暴力、ひきこもり、さらには高齢の親と無職の子どもの同居世帯 (いわゆる「8050問題」) や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯(いわゆる「ダブル ケア」)など、複雑化・多様化した課題を抱え、多方面から包括的な支援を必要とする人が増え ています。

このような背景を受けて、複雑化・多様化する課題に対し、これまでの制度・分野ごとの縦 割りや「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」とし て地域課題に主体的に取り組む仕組みを作り、また、困難を抱えた場合には、解決に向けて 「丸ごと」の包括的総合相談の体制整備を進めていくのが「地域共生社会」です。

その地域共生社会の実現に向けて、きもべつ喜らめきの郷やるすつ 銀河の杜のような(地域密着型を含む)特養に求められる役割に

- ・要介護度の高い高齢者でも自立した生活を営めるよう支援すること。
- ・地域(住民)との交流の場を提供し、特養で生活をする方々の、地域の一 員としての意識を高めること。
- ・家族介護者の負担を軽減すること。
- ・地域住民の活躍の場を提供すること。
- ・地域の医療機関やボランティアと連携し、多角的なサポートを実現すること。
- ・高齢者のニーズや地域課題に対応するための拠点となること。

などが期待されています。それらを遂行するためには、きもべつ喜 らめきの郷・るすつ銀河の杜がどのような施設(社会資源)である かを正しく理解してもらうこと、そして、どのような活動をしてい るのかを知ってもらうことが必要です。そのために、広報誌を発行 したり、ホームページや SNS を活用するといった情報の発信・提供 が求められます。施設から発信される情報に、目と耳を傾けていた だければ幸いです。



きもべつ喜らめきの郷・るすつ銀河の杜 公式インスタグラム

【アカウント URL】 https://www.instagram.com/kiramekinosatoginganomori

【 渓仁会 きもべつ喜らめきの郷





♥51 Q2 **₹**1 环 s.keljinkal他が「いいね!」しました

 \oplus

福 祉 信安頼心

音

Ø 郷

るすつ銀

洄

理

kiramekinosatoginganomori

「ひとりと向きあう。」を考える。

当法人のコンセプトに「ひとりと向きあう。」という言葉が選ばれました。コンセプトとは「基本的な考え方・概念」を意味します。各施設から主に現場職員の代表が集い合議し一つの言葉に集約されました。この言葉を聞いて皆さんはどのように感じるでしょうか?











COMCEPT BOOK & 9

★マラソン T シャツを作りました★



法人のマラソンメンバー 有志で「ひとりと向きあ う。」Tシャツを作りまし た。見かけた方は、「ナイ スラン」と気軽に声をか けてください!



★名前募集中★

銀河の杜の裏庭にウサギが住み付いているようです。ご入居者さんからは「今日はいるかな〜」と注目の的です!!

【渓仁会るすつ銀河の杜

発行責任者 施設長 木下 雄一